

# 福島県の漁業の現状 と 多核種除去設備等処理水の取扱い

令和3年4月3日（土）

小名浜機船底曳網漁業協同組合  
理事 柳内孝之

## 震災による影響

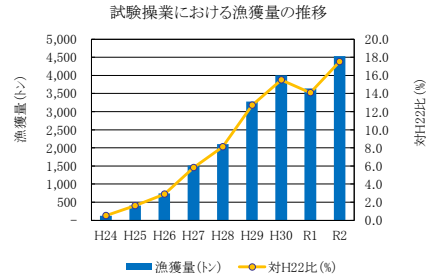


JF

## 試験操業の漁獲量実績

- 多くの魚種が出荷制限され、制限を付けた試験操業を実施

年	漁獲量(トン)	対H22比(%)
H24	122	0.5
H25	406	1.6
H26	742	2.9
H27	1,512	5.8
H28	2,100	8.1
H29	3,281	12.7
H30	4,004	15.5
R1	3,640	14.1
R2	4,533	17.5



3

JF

## 試験操業から制限の無い操業へ

- モニタリング検査結果から、安全が確認された魚種を漁獲。



4

JF

## 水揚量の拡大の障壁

- 不安・不信感 → 風評
- 仲買業者の減少
  - 事業継続が困難
  - (賠償を打ち切られた者多数)
  - 避難者
- 流通ルート of 減少
  - リスクを恐れ福島産の仕入れに消極的



**廃業**

5

JF

## 国や東電に対する疑問

ALPS処理水の取扱いに  
関する小委員会報告書



海洋放出ありき  
他の選択肢があるのでは？  
風評への具体的・効果的な対策は？  
関係者の意見をどう反映する？  
憲法違反？

日本国憲法

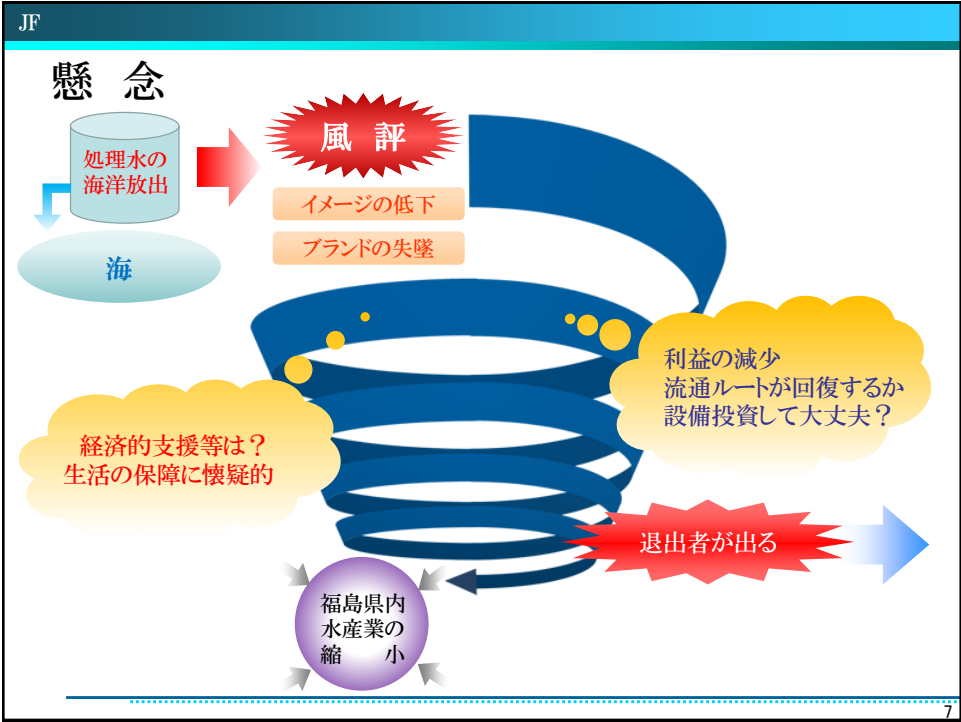
第十五条

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、  
一部の奉仕者ではない。

第二十五条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

6



JF

復興のために

**ALPS処理水の海洋放出に反対!**

長期保管し、再度処分を検討すべき  
(多くの人々の理解を得られる処分方法を)  
復興への障壁を作ってはいけない

8

ありがとうございました。

